

「塩竈市広告入り公用共通封筒及び窓口用封筒」無償提供事業者募集要項（仕様書）

広告入りの公用共通封筒及び窓口用封筒を無償で提供して下さる事業者を以下のとおり募集します。無償提供希望者は、この募集要項、塩竈市広告事業実施要綱（令和5年塩竈市告示第319号）及び塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市庁訓第114号）の内容を承諾した上で、申込みをお願いします。

1. 募集概要

名 称	塩竈市広告入り公用共通封筒及び窓口用封筒	
内 容	市役所で使用する広告入り封筒を作製・提供していただける事業者を募集します。 【公用共通封筒】 市が公用で使用する郵送用封筒 【窓口用封筒】 市役所窓口でお客様が証明書等の持ち帰り用として利用する封筒	
仕様等	封筒規格等	<p>(1) 紙質等 現在市が使用している封筒の仕様、もしくはそれと同等品以上であると市が認めるもの</p> <p>(2) サイズ及び募集枚数 【公用共通封筒】 ①角形2号相当 : 21,000枚 ②長形3号相当 : 63,000枚 【窓口用封筒】 A4サイズ対応封筒（ふたなし可）: 40,000枚程度（見込） ※上記の枚数は使用見込枚数のため、仕様数量の担保はいたしません。なお、この数量を超える枚数が必要となった場合は、追加で無償提供をお願いすることがあります。</p>
	広告掲載面・位置	【公用共通封筒】 封筒裏面全体 【窓口用封筒】 封筒の表面・裏面それぞれの下部3分の1程度
	色 数	任意
	広告枠数	別途協議のうえ決定します。
	備 考	<ul style="list-style-type: none"> 封筒の表面・裏面ともに広告スペース以外は市の掲載部分とし、記載内容は別途指定します。 封筒原稿内に、この封筒が広告主の協賛により寄贈された旨の記載をしてください。あわせて、無償提供者の名称及び連絡先を記載してください。 封筒作製開始の15営業日以上前までに広告主及び広告原稿を提出し、広告内容等の審査を受けてください。内容によっては、修正をお願いする場合があります。
使用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	
納入期日	初回納入期限 令和6年3月27日（水） 初回納品数 【公用共通封筒】 ①角形2号相当 10,000枚 ②長形3号相当 20,000枚 【窓口用封筒】 7,000枚 ※公用共通封筒については、分割納入するものとし、初回以降の納入時期、納入枚数については別途調整するものとします。	

	<p>※窓口用封筒については、定期的な在庫確認のうえ、発注者より要請があった場合は、随時追加納入するものとします。</p> <p>※納品の際は、1束100枚ごとに区分し、箱に入れて納品してください。</p>
納入先	<p>【公用共通封筒】総務部財政課行政改革係</p> <p>【窓口用封筒】市民生活部市民課</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 塩竈市広告事業実施要綱（令和5年塩竈市告示第319号）、塩竈市広告掲載に関する基準（令和5年塩竈市庁訓第114号）及びその他広告関連規定を遵守してください。 ・ 無償提供者は広告主をとりまとめ、広告原稿の事前確認、広告原稿の校正、その他広告主との調整など広告掲載に係る一連の業務を行い、市に封筒を無償提供していただきます。 ・ 無償提供者は、掲載広告及び広告主に問題が生じたときは、速やかに市に通知し、当該封筒を回収し、代替の封筒を無償提供していただきます。 ・ 広告に関する一切の責任は、無償提供者に負っていただきます。

2. 申込みについて

申込資格	<p>過去2年間に類似の業務を遂行した経験があり、実績を証明するための契約書または実際に作成した封筒を提出できる法人。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は除きます。</p> <p>①市税等に滞納がある事業者</p> <p>②本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている事業者</p> <p>③民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の事業者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者</p> <p>④その他、市長が不相当と認める者。</p>
申込方法	<p>提出書類一式を郵送により提出してください。</p> <p>申込みに要する費用は、申込者の負担となります。</p>
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 塩竈市広告入り公用共通封筒及び窓口用封筒無償提供申込書 2. 登記事項証明書 3. 会社概要がわかるもの 4. 塩竈市暴力団排除条例に係る誓約書 5. 使用する紙見本（他の自治体等に納めている実際の封筒でも可）
事業者選定方法	<p>先着順に申込資格等を確認し、無償提供事業者1者を決定します。</p> <p>※1日単位で締め切ります。同日に受けた申込みは同順位として取り扱います。同日内に申込みがあった場合は、塩竈市が抽選を行い、決定します。</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。（午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順となります。）</p>
申込期間	令和5年10月16日から令和5年10月27日まで
申込先	<p>（担当課名）塩竈市総務部財政課行政改革係</p> <p>（所在地）〒985-8501 塩竈市旭町1番1号</p> <p>（TEL/FAX）TEL 022-355-5782 / FAX 022-364-5304</p> <p>（Eメール）gyoukaku@city.shiogama.miyagi.jp</p>